

桜島港フェリーターミナル 桜島噴火時等の避難確保計画

令和5年4月改訂

鹿児島市船舶局

目 次

1 計画の目的	1
2 施設の位置	1
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4 防災体制	4
5 情報伝達及び避難誘導	8
5.1 噴火警戒レベル引上げ等が無い中で、突発的に噴火した場合【情報収集】	8
5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合【島外避難】	12
5.3 噴火警戒レベル引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合【情報収集】	17
6 資器材の配備等	20
7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	22
8 避難状況確認様式	23

1 計画の目的

桜島港フェリーターミナルは、市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、同法第8条に基づき本計画を定める。本計画は、当ターミナルの利用者、ターミナルに勤務する者（船舶局職員のほか委託業務従事者、ターミナル内店舗等業務従事者などを含む。）、ターミナル周辺の住民・観光客等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

2 施設の位置

当ターミナルは、南岳山頂火口及び昭和火口から約5.9kmに位置しており、噴火警戒レベル4または5が発表され、警戒範囲が全島に拡大された場合は、立入規制が行われ、避難が必要となる。当ターミナルに影響のある火山現象としては、大きな噴石や火砕流などが考えられる。桜島火山ハザードマップは以下のとおり。

図1 桜島火山ハザードマップ



※図1で使用しているハザードマップはR4年度現在使用されているもののため5隻体制となっている。
R5.4以降は減船により第十五櫻島丸の受け持ち港を他4隻で分散させることとなる。主に、第十八櫻島丸と第二桜島丸の受け持ち港が増えることとなる。

当施設は、噴火警戒レベル4の【火口から3km】の場合は警戒範囲外であるが、噴火警戒レベル5の【全島】の警戒範囲内に位置している。

防災対応が必要となる場合と取るべき防災対応の記載箇所との関係は以下の通りである。

表1 防災対応の本書での記載箇所（場合別）

防災対応が必要となる場合	防災対応の記載箇所
【これまでみられたような噴火の激化（島内避難）】 一部居住地域へ大きな噴石または火砕流が到達（切迫）し、 <u>噴火警戒レベルが4、5に引き上げられ、警戒範囲が3kmまたは3.5kmに拡大された場合</u>	5.1に必要な防災対応を記載
【大規模噴火が切迫（島外避難）】 顕著な地殻変動や地震の頻発により、大規模噴火の可能性が高まり、 <u>噴火警戒レベルが4、5に引き上げられ、警戒範囲が3kmまたは全島に拡大された場合</u>	5.2に必要な防災対応を記載
【情報収集】 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	5.3に必要な防災対応を記載

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

桜島港は避難港に指定されていることから、周辺住民が避難指示等により島外避難する場合、当ターミナルに集結することになっている。また、平成28年度に実施した島内住民への意向調査によると、桜島全島から車により桜島フェリーを利用して避難を希望する住民が多数いることが把握されている。

このようなことから、避難確保を行うべき対象は、当ターミナル利用者、勤務者また周辺の住民・観光客等のほか、桜島全島から車等により避難する住民とする。

当ターミナルの勤務者数、最大利用者数、当ターミナルに避難してくる者の想定人数等は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき対象者数

(日中のピーク：8月中旬 1時間あたり最大の利用状況等を想定)

勤務者数	最大利用者数
87[S1]人	1,100人

(夜間のピーク：8月中旬 1時間あたり最大の利用状況等を想定)

勤務者数	最大利用者数
15人	270人

表3 避難を確保すべき対象者数

(周辺住民数等の人数、及び車での避難希望者の利用車両台数(地域防災計画及び意向調査から))

桜島港避難指定の住民数	周辺の観光客等	フェリーによる車での避難希望の台数
377人	100人	637台

当ターミナル周辺の地図を以下に示す(図2)。

図2 桜島港フェリーターミナル周辺地図



4 防災体制

当ターミナルの噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表4 火山活動状況と体制の関係

体制	対策班組織等	状況
情報伝達体制	災害対策本部設置時 ・ 船舶対策部長 ・ 船舶対策副部長 ・ 総務班 ・ 応急対策班 ・ 運輸対策班	噴火警戒レベル4以上への引上げがあっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合
情報伝達体制		噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合
災害対応体制		噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

(1) 当ターミナルの防災体制図

災害の発生により、本市に災害警戒本部、災害対策本部が設置されたときは、船舶局職員は地域防災計画に基づいて対応する。噴火警戒レベルが4以上に引上げられたときは、本市に災害対策本部、船舶局には船舶対策部が自動的に設置される。船舶対策部は、レベルの引き上げまたは突発的な噴火により当ターミナルが警戒範囲外の場合は情報伝達体制をとり、警戒範囲内となった場合は災害対応体制をとり、当ターミナルでの住民等避難誘導対応など災害対応等にあたる。

夜間や休日等に災害が発生したときは、船舶局職員は緊急時の連絡網等による情報共有、ターミナル登庁職員又は委託業務従事者等への応急的な指示を行いながら速やかに桜島港フェリーターミナルへ集合し、災害対応等にあたる。

図3 船舶対策部組織図及び主な対応内容（ターミナル関連）

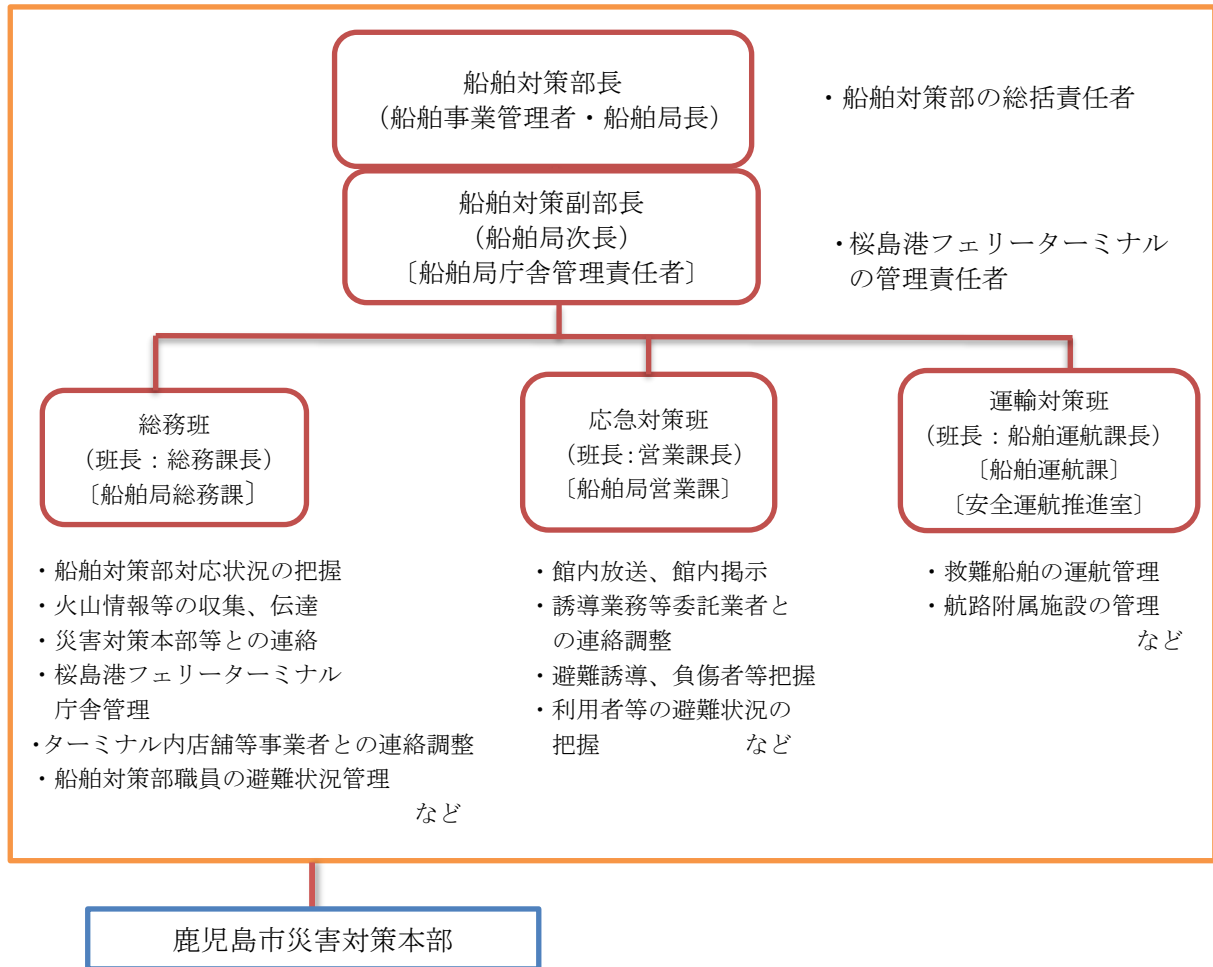


表5 参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報	<p>生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。</p> <p>市町村は噴火警報に対応した入山規制や避難指示等の防災情報を発信する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール(特別警報のみ)等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。</p> <p>噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
臨時の解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合であっても、まず、その事実を地元の関係者や一般の人々に認識してもらうために、臨時に発表する「火山の状況に関する解説情報」のこと。臨時の解説情報は、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかを判断するまでの、一時的な情報であり、気象庁は、臨時の解説情報を発表した際には、速やかに火山の現地観測を実施し、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかの判断につなげる。</p> <p>臨時の解説情報が発表された際には、火山活動が活発化していることを認識し、その後、気象庁が発表する情報に注意しておくことが必要。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために気象庁から定期的に発表される情報。</p> <p>噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況や警戒事項について解説される。</p>		
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、登山者や住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために気象庁から発表される。</p> <p>噴火速報が発表された時は、直ちに身の安全を図る必要があり、迷っている時間はない。噴火速報は気象庁が常時観測している各火山を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため留意が必要。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
土砂災害 緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	テレビ、ラジオ、国土交通省ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火口周辺規制・ 入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺または、火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難指示	避難指示は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示するために発表される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

図4 噴火警戒レベル表

種別	名称	警戒対象	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者、入山者への対応	留意されべき現象等
特別警戒	噴火警戒レベル5 特別警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (特別警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生するおそれがある。あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●全島に影響する溶岩流や火砕流、大きな噴石の飛散。 【過去事例】 2000年噴火(1999年)、2007年噴火(1997年)、2009年噴火(1979年)。 ●噴火が発生し、溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している。 【過去事例】 2000年噴火(1999年)、2007年噴火(1997年)。 ●島内の居住地域に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1996年11月23日、九段地区のササキ山火砕流が被害。2009年6月4日、東屋山火砕流が被害に大きな噴石が飛散。 * 警戒が必要な範囲は、大きな噴石が火口から概ね2kmを超え3km以内に飛散した場合は火口から概ね3km、噴石3kmを超え2.5km以内に飛散した場合は概ね2.5kmとなる。
			4 (高警戒等警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生するおそれがある(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難誘導等の準備が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 【過去事例】 2000年噴火(1999年)、2007年噴火(1997年)。 ●島内の居住地域近くまで大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1996年噴火に発生。 * 警戒が必要な範囲は火口から概ね3kmとなる。
警戒	噴火警戒レベル3 火口周辺規制又は火口周辺警戒	火口から居住地域の近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生するおそれがある。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の避難誘導等の準備等。登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散。 【過去事例】 1970年代から80年代、2000年11月7日の噴火等。 ●火口から概ね2km以内に火砕流が到達。 【過去事例】 1994年7月11日、南岳山火口から約1.2kmまで到達。2009年2月6日、御嶽山火口から約1.5kmまで到達等。 ●地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散するおそれがある。噴火の発生が予想される。 【過去事例】 2007年からの相模火口の噴等、注が事例等。 * 警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、噴火活動の状況によって随一の2.4kmに拡大する。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生するおそれがある。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1km以内に噴石が飛散。 【過去事例】 1996年噴火。
予報	噴火警戒レベル1 (ほとんどの噴火)	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内や火口周辺の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 1992年～1995年の3月の御嶽山。 	

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベル引上げ等が無い中で、突発的に噴火した場合 【島内避難】

桜島では、日常的な噴火でも、大きな噴石が24時間以内に両火口から2 kmを超え2.4 km以内(居住地域近く)に3回飛散すると噴火警戒レベルが4に引き上げられ、警戒範囲が3 km(有村地区、ふるさと東地区の一部)に拡大される。

さらに、2.4 kmを超えて飛散すると、噴火警戒レベルが5に引き上げられ、2.4 kmを超え3 km以内に飛散した場合は警戒範囲が3 km、3 kmを超え3.5 km以内に飛散した場合は警戒範囲が3.5 km(有村地区、古里東地区、古里西地区、東桜島町の一部)に拡大される。

この場合、警戒範囲内の施設利用者は、島内避難をさせる必要がある。

また、火砕流の危険がある場合は、塩屋ヶ元地区が避難対象地区となる。

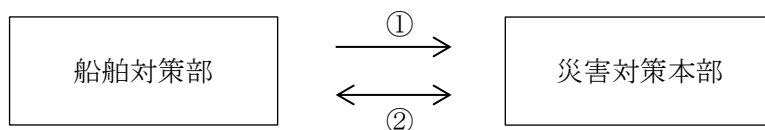
なお、警戒範囲外の施設は「5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説状況(臨時)が発表された場合」を参照し、情報伝達体制をとる。

(1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当ターミナルが行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

- ① 桜島火山の噴火の発生を認知した場合、ただちに情報伝達体制をとり、総務班は災害対策本部などから火山情報など必要な情報を収集する。
- ② 総務班は、市災害対策本部と必要に応じて連絡を取り合い、情報共有を行うとともに、船舶対策部内の対応状況を把握する。なお、共有を行う情報は以下のとおり。
 - ・ 把握している火山活動や利用者等の状況(運航状況、利用状況の概要、被害状況など)
 - ・ 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など

図5 緊急連絡の流れ



関係機関の連絡先等は、以下のとおりである。

【表6 関係機関連絡先等一覧】

分類	機関等	連絡先等	備考
情報収集・伝達関連	災害対策本部・災害警戒本部	危機管理課 099-216-1513	
関係課、関係機関	市世界遺産・ジオツーリズム推進課	099-216-1313	コンシェルジュセンター
	市交通局バス事業課	099-257-2117	桜島営業所
	鹿児島交通	099-254-8970	路線バス
その他関係機関	鹿児島地方気象台	099-250-9916	

分類	機関等	連絡先等	備考
	消防署	119	
	県警本部警備課	099-206-0110 (代表)	
	中央警察署警備課 同 桜島駐在所	099-222-0110 (代表) 099-293-2702	
桜島港 (避難港) の 避難住民誘導関係	誘導担当者： 桜洲分団消防団員	分団長 副分団長	

(2) 利用者等への情報伝達

応急対策班は、ターミナル内の利用者等に対し、館内放送や館内掲示（車両料金所前掲示含む）により情報伝達を行う。桜島の風向きや噴火の状況によっては、ターミナル外で勤務する委託業務従事者等に噴石に留意して業務を行うよう伝える。

このほか、島内の観光施設、交通機関に係る情報発信については、関係機関と連携し、案内掲示等の対応を速やかに行う。

広報文案を下記に示す。

〈館内放送〉

桜島フェリーをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。皆様に、お知らせいたします。本日、午前●時●分の桜島の噴火により、噴火警戒レベルがレベル5に引き上げられ、桜島火口から3キロメートル以内の有村・古里東地区及び黒神町塩屋ヶ元地区に避難指示が発表されました。今後の桜島の火山情報に十分ご注意ください。

繰り返しお知らせいたします。・・・・

〈館内掲示〉

お知らせ

●月●日●：●に
桜島 噴火警戒レベル5へ引上げ。
火口から 3 km以内の下記の地区に
避難指示 発表。
有村地区・古里東地区
黒神町塩屋ヶ元地区

フェリーご利用のお客様は
今後の桜島の火山情報に
十分ご注意ください。

(3) ターミナル内の安全な場所

桜島の噴石の落下に備え、3階改札口、1階などの利用者等に対し、桜島方面の窓側をなるべく避けるよう案内するものとする。

ターミナル1階及び3階の平面図は図8のとおり。

図6 桜島港フェリーターミナル1階、3階 平面図

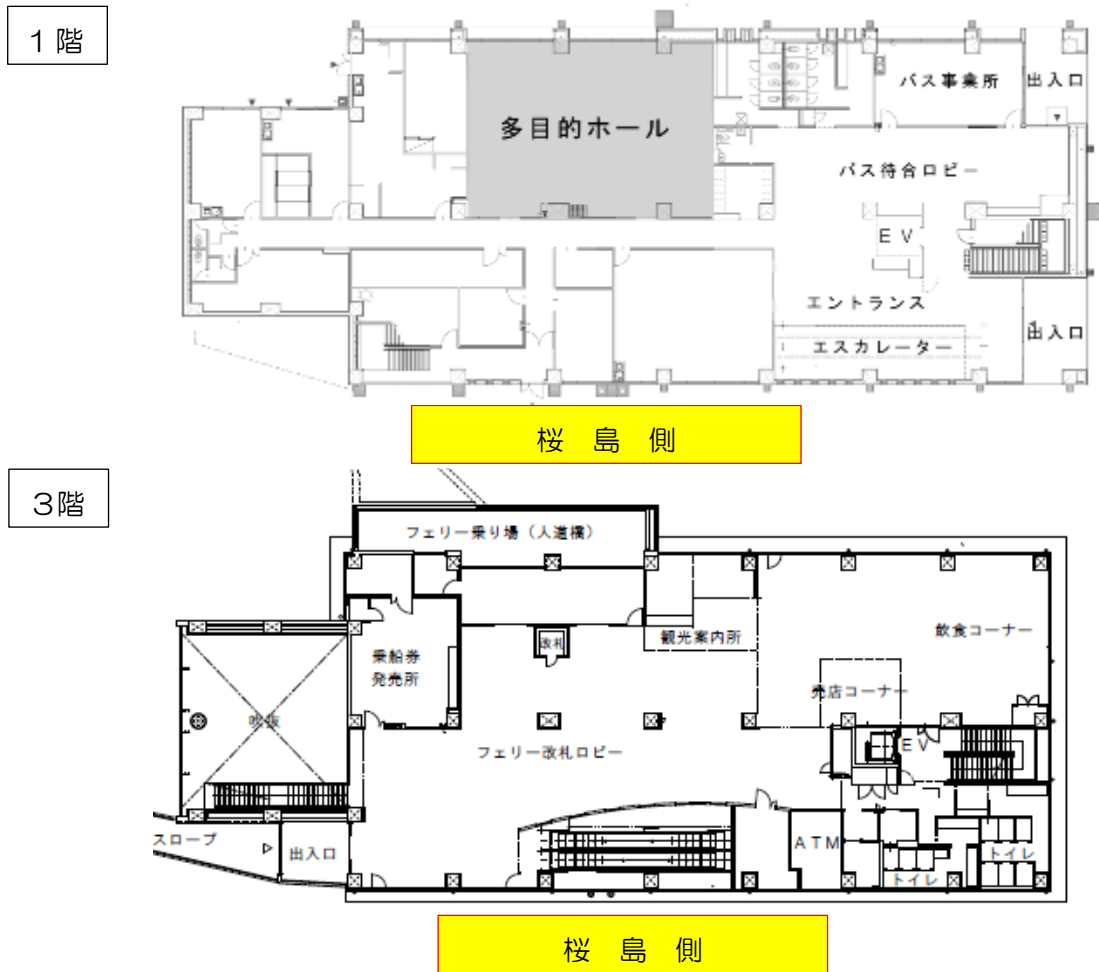
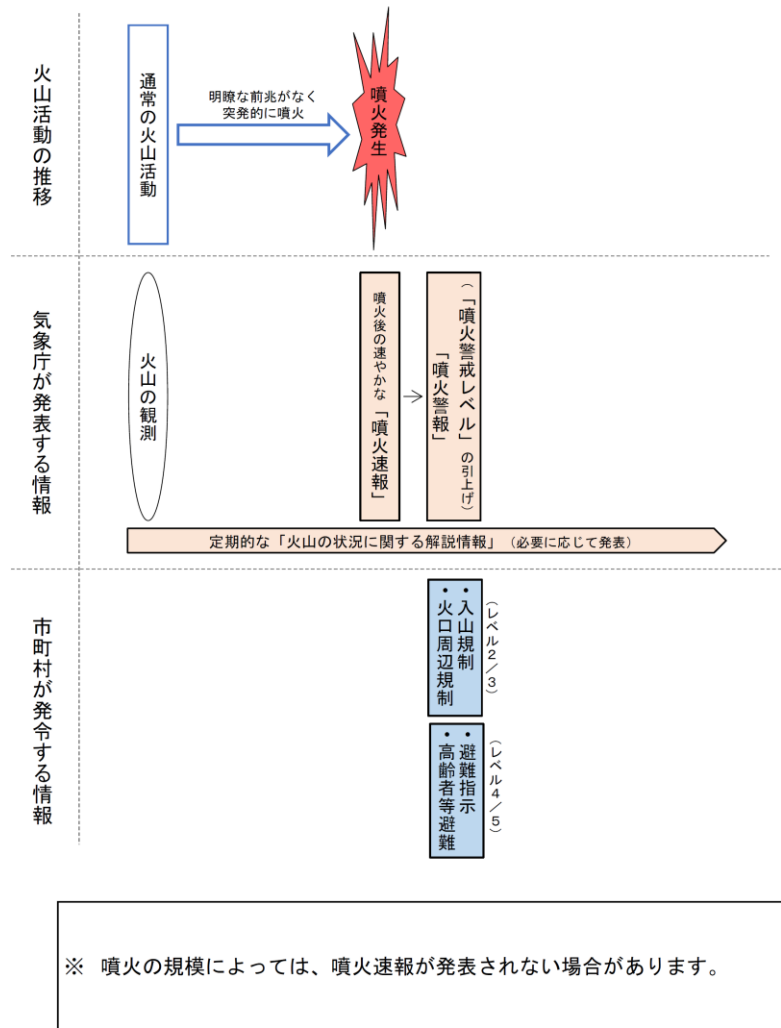


図7 各情報の発表のタイミング

【突発的に噴火した場合】



(4) 避難者状況の把握・整理

統括責任者は、退避が完了したあと、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式1）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式2）により整理する。

(5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当てを行う。また、負傷者の状況等を統括責任者に報告する。

(6) 外国人等への対応

外国人等に対しては、指差し確認カードを活用するなど、情報伝達に工夫を行う。指差し確認カードの保管先は事務室内とする。

5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

【島外避難】

桜島では、急激な地殻変動や有感地震の増加など対象噴火級の大規模噴火の前兆現象が見られる場合は、噴火警戒レベルが4(警戒範囲：3km*又は全島)、5(警戒範囲：全島)に引き上げられる。

その場合、警戒範囲内の施設利用者は、警戒範囲が3kmの場合は島内避難、全島の場合は島外避難をさせる必要がある。

※警戒範囲が3kmの場合は島内避難になるため、「5.1」の対応を参照することとする。警戒範囲が全島の場合の対応は以下の通りである。

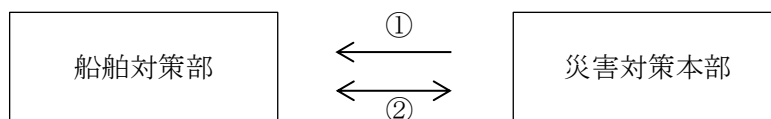
(1) 情報収集・伝達

市地域防災計画では、警戒範囲を全島とした桜島火山の噴火警戒レベルの4以上への引上げ、又は、立入規制を実施した場合、災害対策本部が船舶対策部に第一報を伝達することとなっている。

情報収集・伝達で行うことは、以下のとおりである。

- ① 警戒範囲を桜島全島とした桜島火山の噴火警戒レベル4以上への引上げ、又は立入規制を実施したことについて、災害対策本部から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
- ② その後、災害対策本部と随時、情報収集・伝達に努めるなど、情報共有を行う。
 - ・ ターミナルが把握している火山活動の状況、・ ターミナル周辺の混雑状況
 - ・ 利用者等の避難状況（桜島フェリーの運航状況、利用状況の概要など）
 - ・ 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など

図8 緊急連絡の流れ



※ 8ページの表6にある、関係機関の連絡先等を参考に、対応にあたる。

(2) 避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達

規制範囲外への避難が必要となった場合、建物内にいる利用者や桜島港内の屋外にいる利用者（車両）に、館内放送や委託業務従事者などを通じて、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難指示が発令されたことにより、ターミナルから島外へ避難が必要なことを伝える。

広報文案を下記に示す。

(7) 噴火警戒レベル4（高齢者等避難開始）：警戒範囲 全島

〈館内放送〉

桜島フェリーをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。皆様に、お知らせいたします。

①本日、午前●時●分に、桜島の噴火警戒レベルが4に引き上げられ、桜島全島に「高齢者等避難開始」が発表されました。

②本日、午前●時●分に、桜島の噴火警戒レベル4の警戒範囲が全島に拡大されました。

(①②共通) 当ターミナルも警戒範囲に含まれますので、ご高齢の方や避難行動に時間を要する方は**島外へ**避難を開始してください。

重大な被害を及ぼす規模の噴火が発生する可能性が高まっています。今後の桜島の火山情報に十分ご注意ください。

繰り返しお知らせいたします。・・・・・・・・

〈館内掲示〉

お知らせ

●月●日●：●
桜島 噴火警戒レベル4
(警戒範囲 桜島全島)
「**高齢者等避難開始**」発表。

※ご高齢の方や避難行動に時間を
要する方は**島外へ**避難を開始してください。

今後の桜島の火山情報に
十分ご注意ください。

(イ) 噴火警戒レベル5（避難指示）：警戒範囲 全島

〈建物内への広報〉
 皆様に、お知らせいたします。ただ今、桜島火山の噴火警戒レベルが5に上げられ、桜島全島に立入規制がかかりました。
 フェリーご利用の皆様は、係員が避難誘導いたしますので、指示に従ってください。
 繰り返します・・・

〈館内掲示〉

お知らせ

●月●日●：●

桜島 噴火警戒レベル5
 (警戒範囲 桜島全島)
避難指示 発表。

※係員の避難誘導に従ってください。

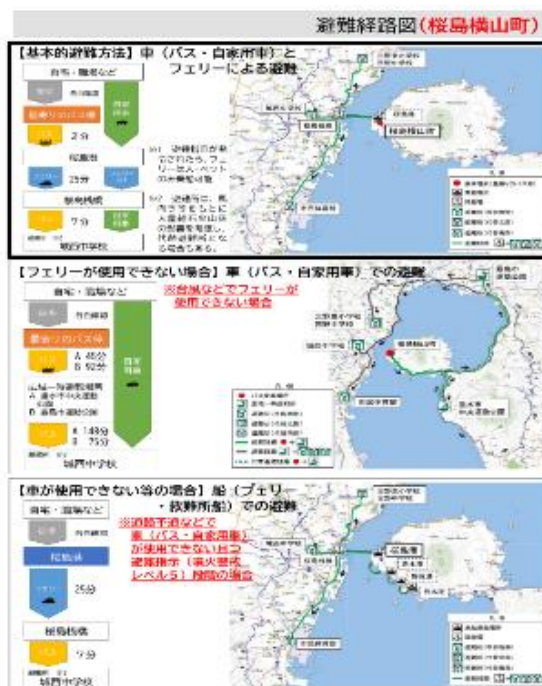
② 外国人等への対応

外国人等への対応は11ページの(6)のとおりである。

③ 島外への避難の実施概要

警戒範囲外への避難は、下記の避難経路を用いる。避難手段は、自家用車等、各自の手段のほか、鹿児島市が手配する避難バスでの避難を基本とする。ただし、鹿児島市から指示があった場合、この限りではない。

図9 桜島横山町の避難基本経路



④ ターミナルでの避難誘導の経路

応急対策班は、フェリーにより避難する場合、利用者等を救難船舶へ乗船させるため、ターミナル3階の改札口、及びターミナル1階可動橋から乗船誘導する。乗船にあたっては、大規模噴火前の有感地震を踏まえ、人道橋等設備の安全性の把握に留意しながら、救難船舶への乗船が円滑に進むように努める。

なお、警戒範囲を全島とする避難指示の発令後は、運賃を徴収しないこととし、また、多くの車両がターミナルに集中することが想定されることから、人命優先のため、原則として一般車両の船舶への積込みを中止して人のみを乗船させることとする。(車両は溶岩グラウンドへ駐車してもらう)

また、バスにより避難する場合、ターミナル1階からバスへ乗車させることとし、担当消防団団員と協力して乗車誘導を行う。

図10 桜島港フェリーターミナル1階、3階 避難誘導の経路



⑤ 負傷者の把握、応急手当等の対応

応急対策班は、避難誘導にあたり負傷者の把握に努め、可能な限り応急手当を行うとともに、必要に応じて災害対策本部に速やかに報告し、鹿児島港又は避難所等で救護対策が円滑に実施できるよう配慮するものとする。

⑥ 避難状況の把握・整理

応急対策班は、島外への避難指示発表後、桜島港からのフェリーによる避難者数を、救難船舶ごとに可能な限り把握して総務班に報告する。

総務班は船舶局職員の避難状況を把握し、応急対策班から報告のあった避難者数とあわせて速やかに災害対策本部に報告する。

避難者数を整理する様式は以下のとおりだが、誘導対応など状況によっては、電話、無線等による口頭での報告も想定する。

表7 桜島港からの避難状況整理様式

			年 月 日
桜島港 : 出港の救難船舶			
桜島港からの乗船者数	船舶局職員の状況（会計年度任用職員含む）		備考
	左記のうち職員数	桜島残留職員数	
人	人	人	

⑦ 船舶局職員の避難

船舶対策部職員は、桜島地域の住民の避難の状況や、現地災害対策本部、防災関係機関の撤収状況、船舶対策部の業務の状況などを考慮しながら、順次避難する。

最後に、応急対策班は建物内に残留者がいないか確認し、総務班は当ターミナルの施設状況等、最終的な状況の確認を行い、退避する。

⑧ 桜島港退避後の避難経路等

船舶対策部職員は、桜島からの避難完了後、災害対策本部に報告を行い、船舶の維持、管理等に要する職員を除き、災害対策本部と協議して必要な対応にあたる。その際、火山情報の把握に努めながら、規模の大きい噴火及び噴火に伴う地震、津波などが発生する可能性があることに留意し、安全面を十分に考慮しながら対応する。

なお、桜島港フェリーターミナル周辺住民（桜島横山町）の避難先等は以下のとおり。

町名等	世帯数	人口	誘導担当者	集結乗船場所	救難船舶	管理者及び連絡場所	集結乗車場所	救難車両	管理者及び連絡場所	広域一時避難場所	避難所	避難所	避難所	避難所	避難所
											(市街地側)	(代替北部)	(代替南部)	(中期)	(長期)
桜島横山町 観光客	101	247	桜洲分団消防団員	桜島港	桜島丸	鹿児島市船舶局総務課 099-293-4782	桜島港フェリーターミナル	交通対策部バス (交通局)	鹿児島市交通局バス 事業課 099-257-2117	垂水市中央運動公園 霧島市運動公園	城西中学校	吉野東中学校 吉野小学校	市民体育館	公の宿泊施設 民間宿泊施設	仮設住宅 公営住宅
														応急民間賃貸住宅	応急民間賃貸住宅

5.3 噴火警戒レベル引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合 【情報収集】

桜島では、平成27年8月にマグマの貫入による顕著な地殻変動や地震が頻発し、噴火警戒レベルが3から4に引上げられ、警戒範囲が昭和火口及び南岳山頂火口から半径3kmに拡大された。市は、有村地区、古里東地区、黒神町塩屋ヶ元地区に避難準備情報、避難勧告（現：避難指示）を段階的に発令し、同地区の住民の島内避難を実施した。同様の事態が発生した場合には、桜島港は警戒範囲外であり、船舶対策部では情報伝達体制をとることとなる。

また、同じく日常的な噴火で噴石が両火口から2~2.4km（2合目）に飛散すると、噴火警戒レベルは3のままで、警戒範囲が2.4kmに拡大される。これを受け、市は有村地区と古里東地区において、火口から2.5km付近の市道の通行止めを行うことになる。このときも、情報伝達体制をとることとなる。

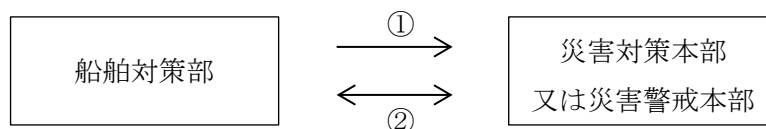
(1) 情報収集・伝達

当ターミナルが含まれない地域を警戒範囲として噴火警戒レベルが4以上に引上げられた場合や臨時の解説情報が発表された場合、船舶対策部が情報収集・伝達に関する行は以下のとおりである。

- ① 桜島火山の噴火警戒レベルが引上げられたことや立入規制が実施された、もしくは臨時の解説情報が発表されたことを、災害対策本部（又は災害警戒本部）から連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
- ② 総務班は船舶対策部内の対応状況等を確認し、災害対策本部（又は災害警戒本部）と随時、情報収集・伝達など情報共有を行う。共有を行う情報は主に以下のとおり。

- ・利用者等の状況（桜島フェリーの運航状況、利用状況の概要など）
- ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移
- ・警戒範囲が全島に拡大される可能性と、その場合の救難船舶の準備

【図11 緊急連絡の流れ】



※ 8ページの表6にある、関係機関の連絡先等を参考に、対応にあたる。

(2) 利用者等への情報伝達

応急対策班は、ターミナル内にいる利用者等に桜島火山の噴火警戒レベルが引き上げられたことを館内放送や館内掲示（車両料金所前掲示含む）により情報伝達を行う。また、臨時の解説情報が発表された場合、館内放送により利用者等に対して情報伝達を行う。

このほか、島内の観光施設、交通機関に係る情報発信については、関係機関と連携し、案内掲示等の対応を速やかに行う。

広報文案を下記に示す。

〈館内放送：噴火警戒レベル4（警戒範囲火口3km以内）への引上げ〉

桜島フェリーをご利用いただき、誠にありがとうございます。皆様にお知らせいたします。本日、午前●時●分に、桜島の噴火警戒レベルが4に引き上げられ、桜島火口から3キロメートル以内の有村・古里東地区及び黒神町塩屋ヶ元地区に「高齢者等避難開始」（又は「避難指示」）が発表されました。今後の桜島の火山情報に十分ご注意ください。

繰り返しお知らせいたします。・・・・・・

〈館内放送：臨時の解説情報が発表された場合〉

桜島フェリーをご利用いただき、誠にありがとうございます。皆様にお知らせいたします。ただ今、気象庁から桜島火山に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や気象庁・鹿児島市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・・・

〈館内掲示：噴火警戒レベル4（警戒範囲火口3km以内）への引上げ〉

お知らせ

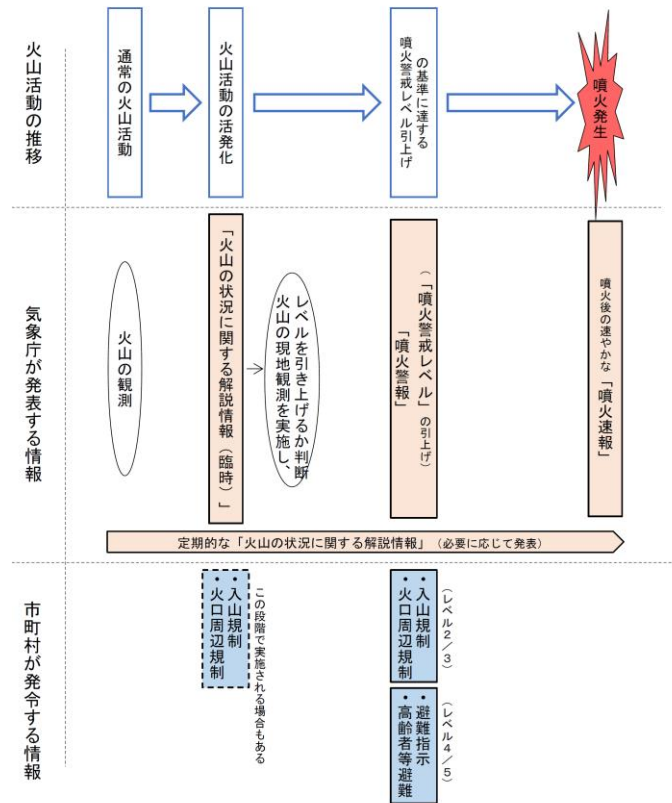
●月●日 ●：●に
桜島 噴火警戒レベル4へ引上げ。
火口から3km以内の下記の地区に
「高齢者等避難開始」発表
有村地区・古里東地区
黒神町塩屋ヶ元地区

フェリーご利用のお客様は
今後の桜島の火山情報に
十分ご注意ください。



図12 各情報の発表のタイミング

【あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合】



※ 火山活動の推移によっては、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されない場合があります。
 ※ 噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。
 ※ 市町村は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、火口周辺規制等を発表する場合があります。

6 資器材の配備等

(1) 保有設備、資器材、備蓄物資

情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資の設置、保管場所は、別途、一覧表にして管理し、船舶対策部の各対策班との間で情報共有が図れるよう備えるものとする。

また、船舶対策部職員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

(2) 非常持出品の確認

避難の際に持ち出す非常持出品は船舶局の各課においてリスト化して整理し、災害などの非常の際に、円滑に持ち出しができるよう備えるものとする。

(3) ターミナル内の安全な場所

3階改札口、1階などから救難船舶へ円滑に乗船できるよう避難経路に留意し、噴石の落下に備え、ターミナルの屋上や桜島方面の窓側をなるべく避けるものとする。

ターミナル1階及び3階の平面図は図のとおり。

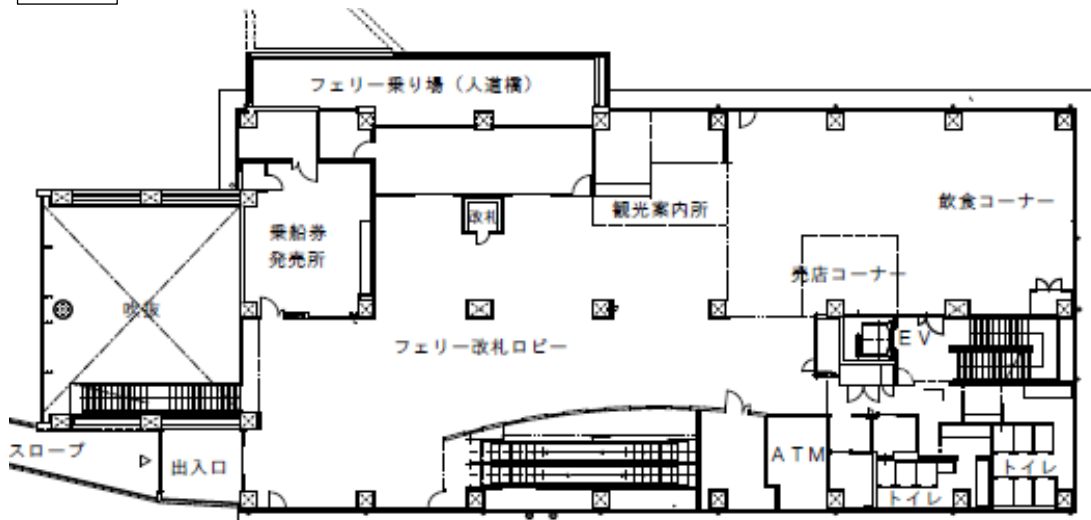
図13 桜島港フェリーターミナル1階、3階 桜島方面の向き

1階



桜島側

3階



桜島側

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

(1) 研修・訓練の実施

毎年10月に、船舶局職員を対象に研修を実施する。

毎年1月に開催される市主催の島外避難訓練に合わせて、情報伝達訓練や避難誘導訓練を実施する。訓練の結果は、市危機管理課に報告する。

また、日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

(2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。

(3) 利用者への情報提供・啓発

当ターミナルにおける情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

表8 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
桜島フェリーターミナル 桜島大規模噴火時の避難経路、より安全な場所	掲示
火山防災の心得 噴火警戒レベル（桜島の噴火警戒レベル）	掲示
桜島火山ハザードマップ	掲示と配布

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を鹿児島地方気象台に伝達する。

鹿児島地方気象台の連絡先は、次のとおりである

鹿児島地方気象台（火山） 電話番号：099-250-9916

8 様式

様式 1 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日 _____ : _____ 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

様式 2 退避状況整理様式

No	グループ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イロウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						